

河合 昭一

昭和二十一年九月二十三日

秘書課長

大臣

次官

同

下関引揚援護局を廢止し同仙崎出張所を局に昇格させるに律ひ同所勤務の二級の官吏に對し別紙達を亦施行致し度
高裁を仰ぐ

めくれず

同

一八

の 本件、引揚接渡院長官の達と同時に施行
すもつとす (三級官以下を)

告

達才七号
十月一日施行

達 案

仙崎引揚援護局

仙崎引揚援護局設置の際現に下関引揚援護局仙崎出張所
勤務の二級の官吏で別に辞令を發せられないときは、あらたに
告示せられた仙崎引揚援護局の勤務を命せられたものと心得
られたい。

昭和二十二年十月一日

厚生大臣

陸軍

裏面白紙

發庶秘第ニ九四號

昭和二十一年九月十日

引揚援護院援護局長

厚生大臣官房秘書課長殿

二級官吏の勤務に関する件

標記の件に関し、今般下関引揚援護局仙崎出張所の局
昇格に伴ひ同所勤務の二級官吏に對し左案に依り勤務の
連し方を然るべく取計らはれたい。

陸軍

裏面白紙

寫

達第七號

仙崎引揚援護局

仙崎引揚援護局設置の際現に下關引揚援護局仙崎出張所勤務の二級の官吏で別に辭令を發せられないときは、あらたに告示せられた仙崎引揚援護局の勤務を命ぜられたものと、心得ること。

昭和二十一年十月一日

厚生大臣 河合 良成



厚生省